

提 案

各都道府県知事が地域の感染状況や実情に応じた対策を、よりきめ細かく大胆に講じられるように、基本的対処方針を変更するなど、地方分権改革の理念に基づいた、法運用を行うこと。

第1次地方分権改革の主な成果

- 機関委任事務の廃止と事務の再構成
- 国の関与の新しいルールの創設(国の関与の基本原則)
 - ・法定主義の原則 : 関与は法律又はこれに基づく政令の根拠を要する
 - ・一般法主義の原則 : 関与は必要最小限のものとし、地方公共団体の自主性・自立性に配慮したものでなければならない

《基本理念》

- ・国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にする
- ・地方公共団体の自主性及び自立性を高める

新型インフルエンザ等対策特別措置法

○国と都道府県との役割を明示

【国の主な役割】

- ・まん延防止重点措置の期間、区域等の公示
- ・緊急事態宣言の期間、区域等の公示

【都道府県の主な役割】

- ・感染を防止するための協力や措置の要請

【実態】

- ・知事の権限行使は、基本的対処方針や国からの「事務連絡」に羈束され、自主性・自立性が発揮困難。
- ・特措法第24条第9項に基づく要請の対象施設は、国通知により限定されている。
- ・地方創生臨時交付金の「協力要請推進枠」の運用において「国の一定の関与の下」という前提あり。

関与の法定主義・一般法主義を逸脱！